

事業概要及び測量説明会

国分寺都市計画道路3・4・11号府中国分寺線及び
府中都市計画道路3・4・21号府中国分寺線整備事業

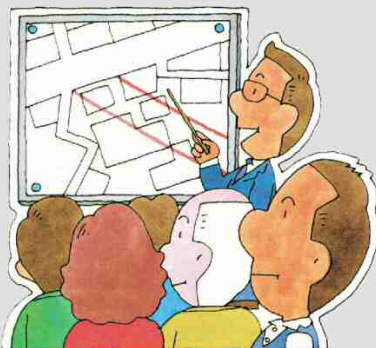


東京都北多摩北部建設事務所

都市計画道路ができるまで

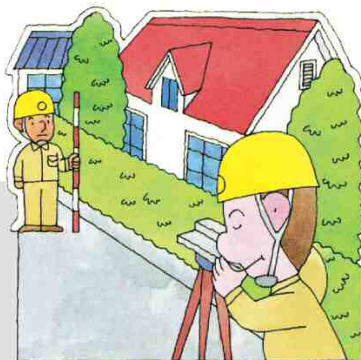
きるまで。

① 事業概要および測量説明会の開催



計画道路の沿道の皆さまにご理解をいただくため、事業概要および測量についての説明を行います。なお、チラシの配布により説明会に代えさせていただく場合もございます。

② 現況測量の実施



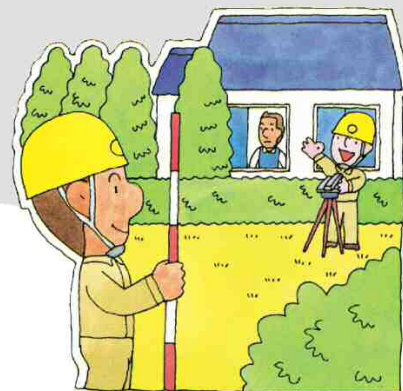
この測量により、計画道路の位置がはっきりします。

④ 事業着手の手続き



都市計画法第59条により、事業着手の手続きをとります。

③ 用地測量の実施



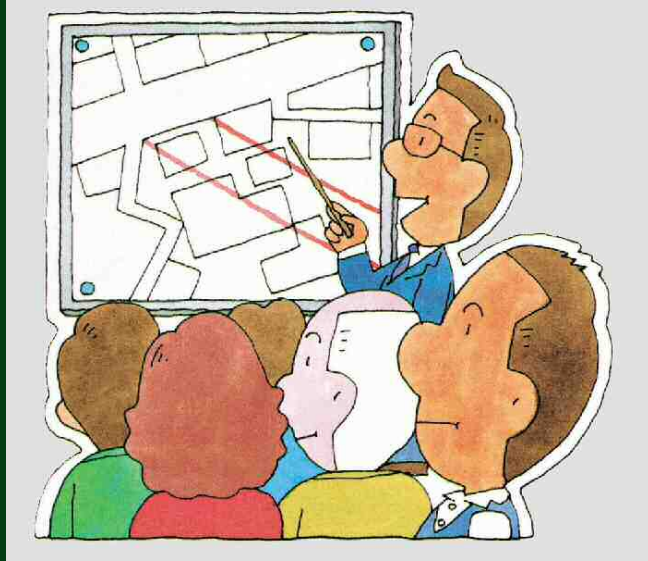
この測量により、買収させていただく土地の面積が確定します。

⑤ 用地説明会の開催



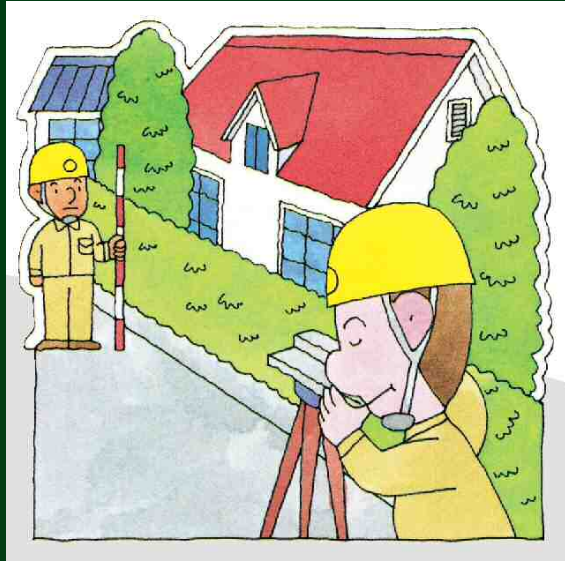
用地買収の対象となる皆さま（アパートなどの居住者の皆さまも含まれます。）に具体的な補償について説明します。また、家屋補償についても説明します。

①事業概要および測量説明会の開催



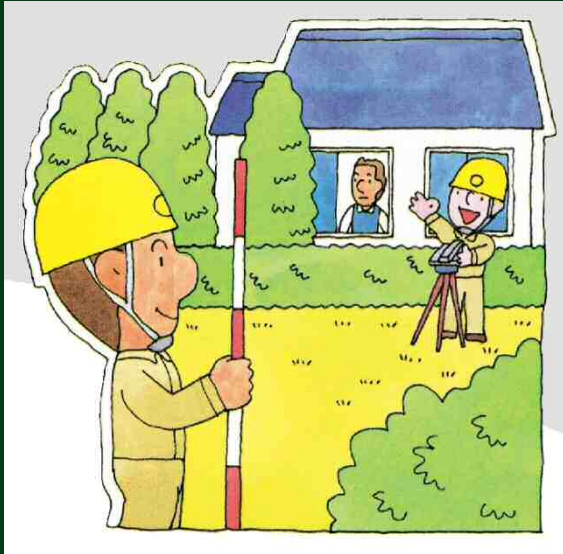
計画道路の沿道の皆さまにご理解をいただくため、事業概要および測量についての説明を行います。なお、チラシの配布により説明会に代えさせていただく場合もございます。

②現況測量の実施



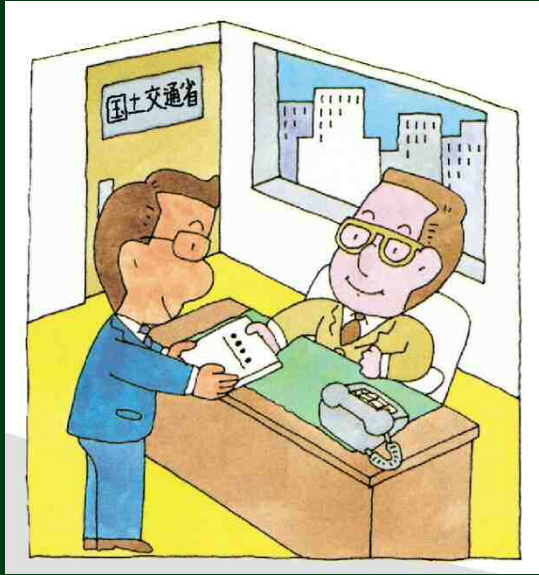
この測量により、計画道路の位置がはっきりします。

③用地測量の実施



この測量により、取得させていただく土地の面積が確定します。

④事業着手の手続き



都市計画法第59条により、事業着手の手続きをとります。

⑤用地説明会の開催



用地取得の対象となる皆さま（アパートなどの居住者の皆さまも含まれます。）に具体的な補償について説明します。

また、家屋補償についても説明します。

6 用地折衝・協議



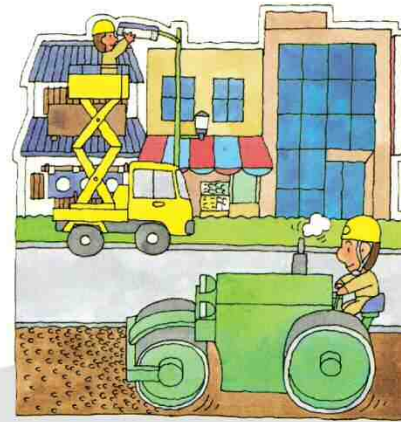
対象となる皆さまと、土地の取得・家屋移転などについて、個別に協議させていただきます。

8 物件移転



買取させていただく土地にある家屋などの物件を移転させていただきます。

10 工事の実施



沿道の皆さまに、できるだけ迷惑の少ないように工事を行います。

7 契約・補償金の支払い



話し合いがまとまりますと、契約をとりかわし、補償金をお支払いします。

9 工事説明会



沿道の皆さまに、工事計画の概要を説明します。なお、チラシの配布により説明会に代えさせていただく場合もございます。

11 都市計画道路の完成



多くの皆さまのご理解とご協力により、都市計画道路が完成します。

おおむね5～7年

⑥用地折衝・協議



対象となる皆さまと、土地の取得・家屋移転などについて、個別に協議させていただきます。

⑦ 契約・補償金の支払い



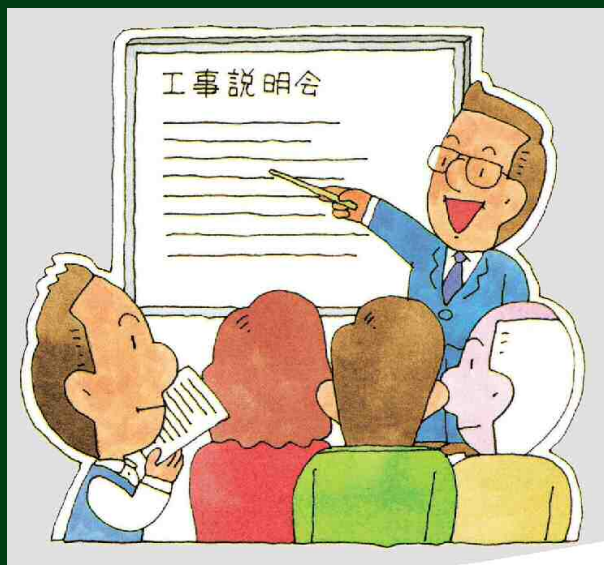
話し合いがまとまりますと、契約をとりかわし、補償金をお支払いします。

⑧物件移転



取得させていただく土地にある家屋などの物件を移転させていただきます。

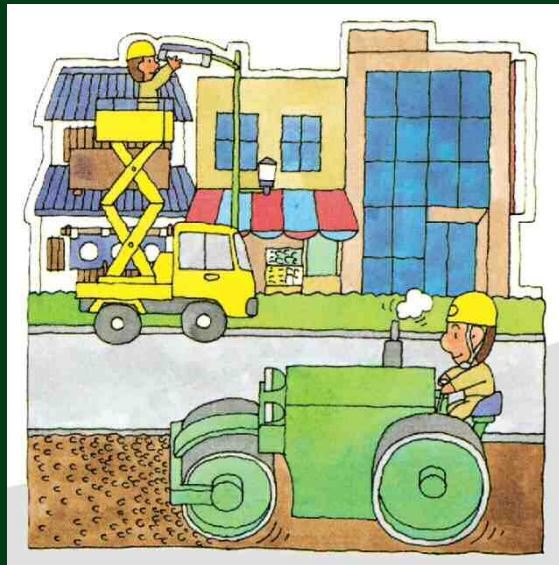
⑨工事説明会



沿道の皆さまに、工事計画の概要を説明します。

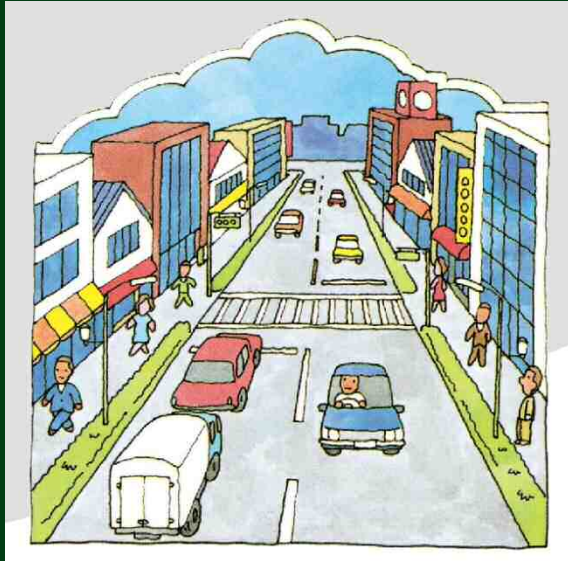
なお、チラシの配布により説明会に代えさせていただく場合もございます。

⑩工事の実施



沿道の皆さまに、できるだけご迷惑の
かからないように工事を行います。

⑪都市計画道路の完成



多くの皆さまのご理解とご協力により、
都市計画道路が完成します。

事業概要

路線の概要



事業の概要

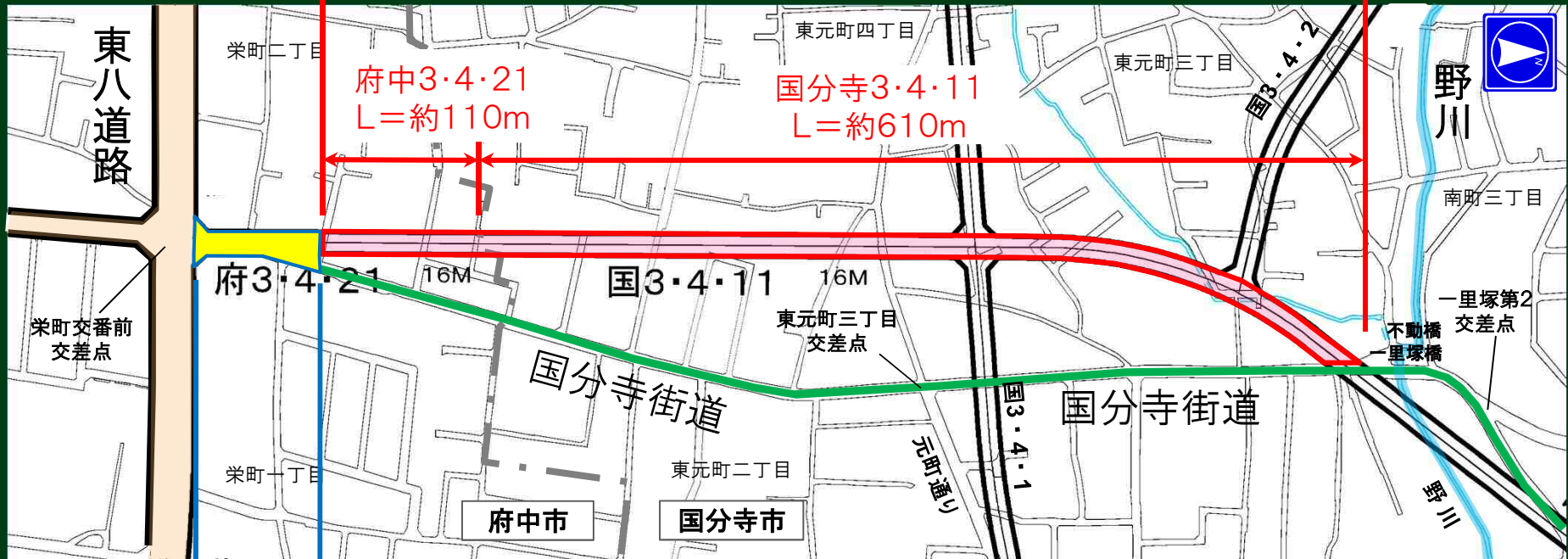
国分寺市

府中市

路線名	国分寺3・4・11	府中3・4・21
都市計画決定	昭和40年4月13日	昭和37年7月26日
区間	国分寺市東元町四丁目～ 国分寺市東元町三丁目	府中市栄町二丁目
延長	約610m	約110m
幅員	16m	16m
車線数	2車線	2車線

事業区間平面図

事業化予定区間 L = 約 720 m

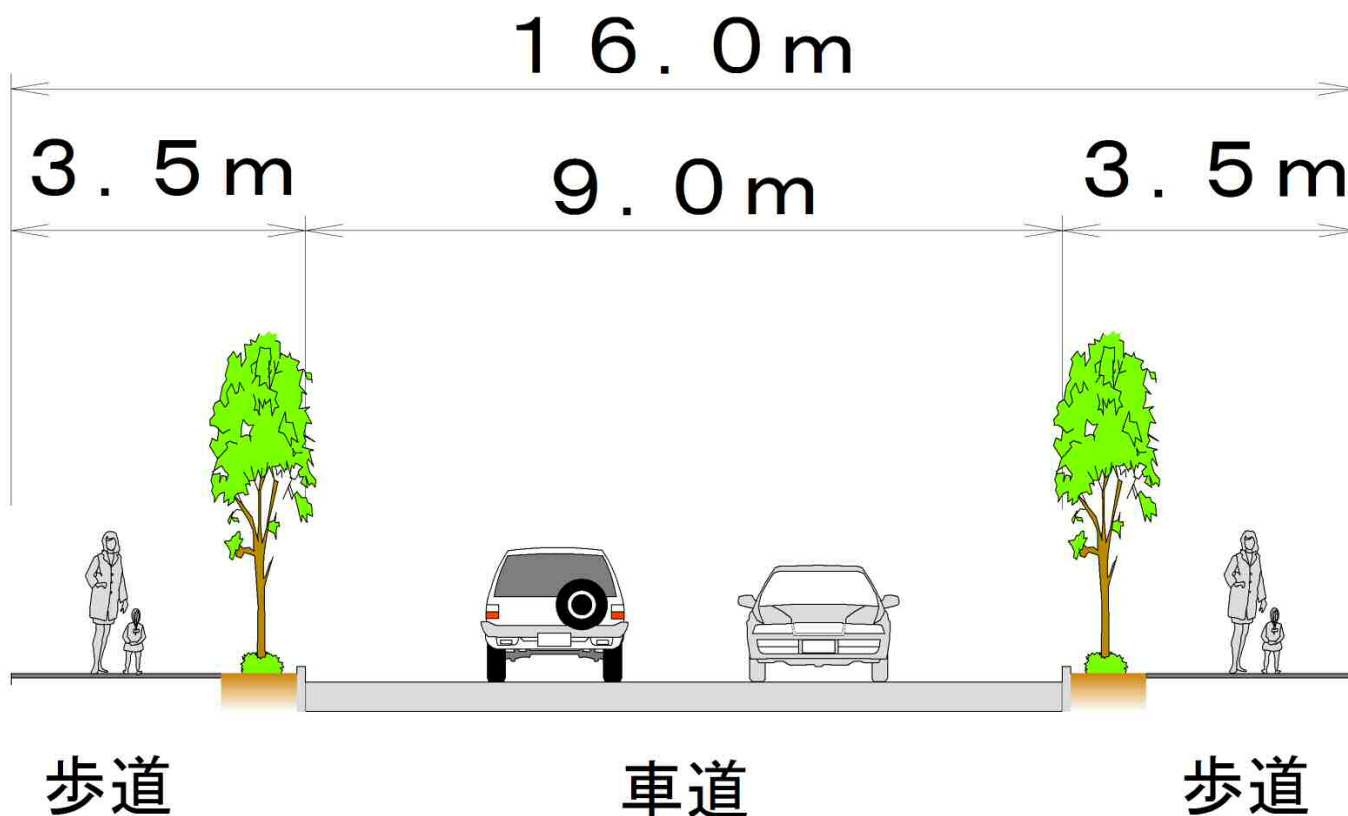


交差点すいすい事業(事業中)

凡例

 事業化予定範囲

計画断面（案）（一般部）



(イメージ図)

事業の効果

- 交通渋滞の緩和
- 安全で快適な道路空間の確保
- 防災機能の向上

交通渋滞の緩和

一方のバスが待つため
バス後方に渋滞が発生



東元町三丁目交差点

安全で快適な道路空間の確保

歩行空間が狭いため
車道を歩いてしまう



東元町三丁目交差点 付近

防災機能の向上

緊急車両通行障害



広い道路を整備

通行可



その他の事業効果

無電柱化による効果

良好な都市景観の創出



都市防災機能の強化

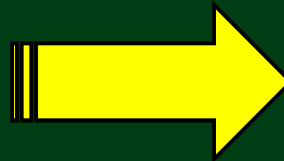
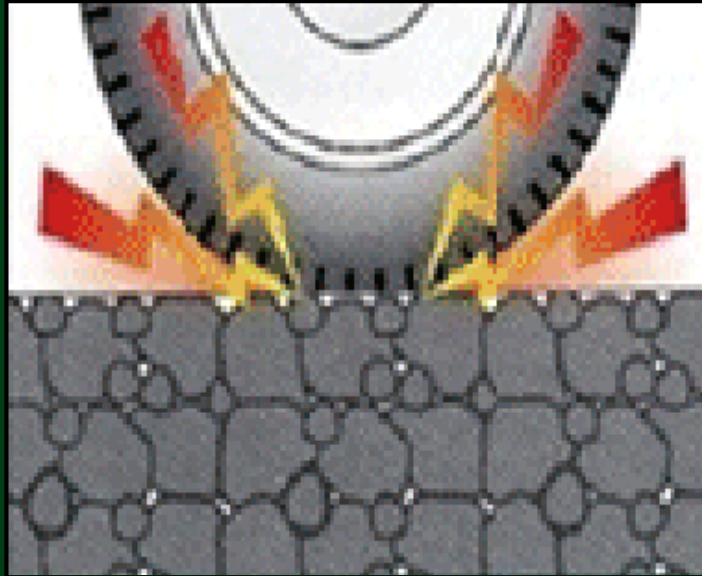


安全・快適な歩行空間の確保



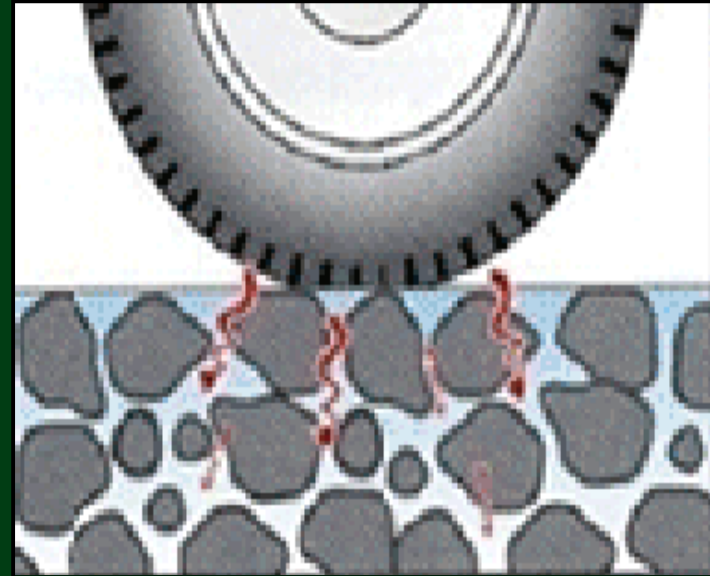
低騒音舗装の効果

通常の舗装



路面騒音
の低減

低騒音舗装



空隙の多い舗装

現況測量および 用地測量について

現況測量

現況測量について

現況測量について

この測量は、皆様方の土地の起伏や建物の位置、周辺道路の形状等の測量を行い、その結果を現した「現況平面図」により、皆様方の土地や建物と、都市計画線との位置関係を明らかにすることを目的としています。

現況測量の流れ

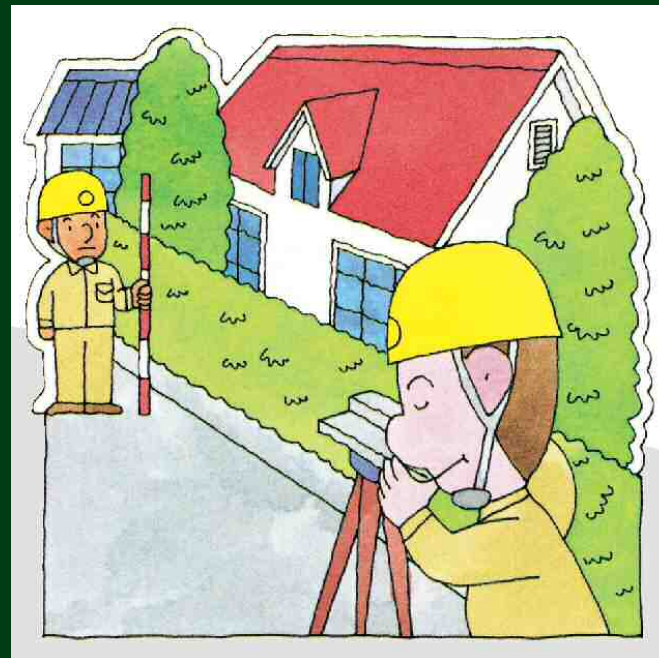
1. 測量の基準となる点の設置
2. 皆様方の土地や建物、道路等の位置の測量
3. 道路の中心線を現す杭の設置
4. 道路の縦断および横断方向の高さの測量

土地や建物と都市計画線との位置関係を示した 現況平面図（見本）



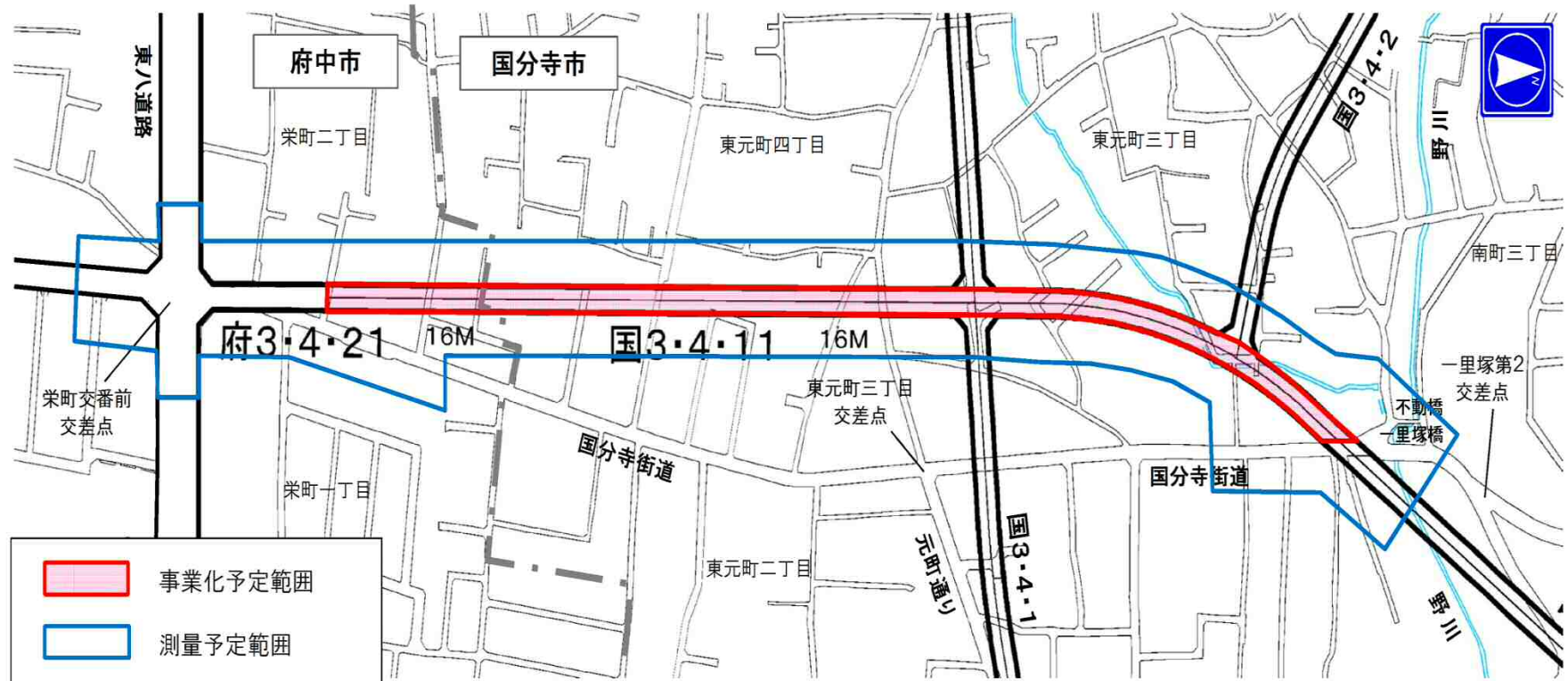
現況測量の目的について

この測量は、皆様の土地や建物と、都市計画線との位置関係を明らかにすることを目的としています。



現況測量範圍

平面図

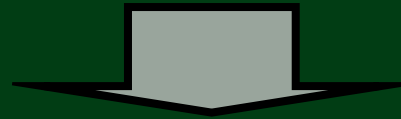


現況測量の流れ

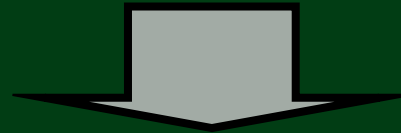
1. 測量の基準となる点の設置



2. 皆様方の土地や建物、道路等の位置の測量

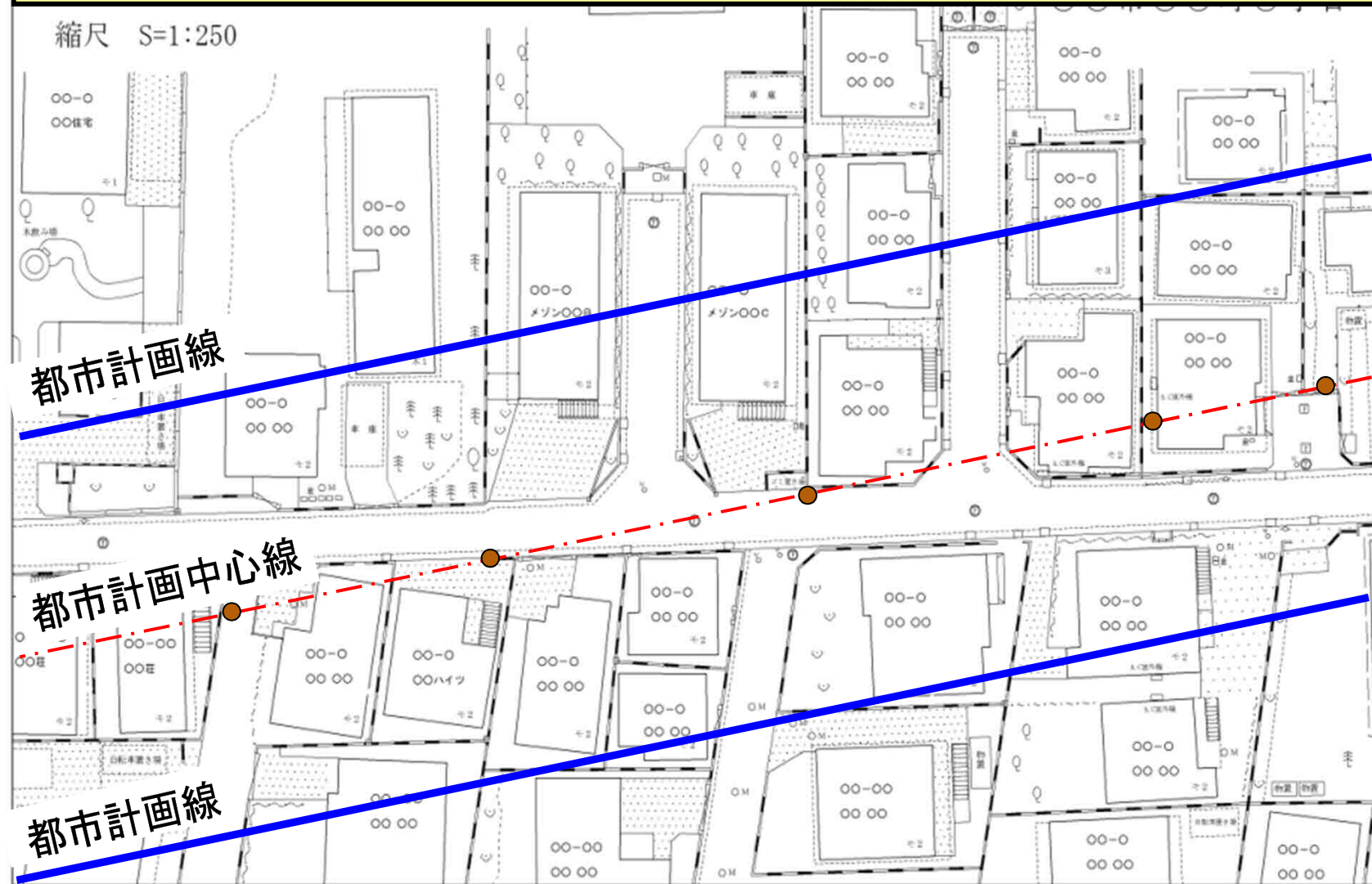


3. 都市計画道路の中心線を現す杭の設置



4. 都市計画道路の縦断および横断方向の高さの測量

現況平面図 (見本)



現況測量に伴う敷地内への立ち入り

現況測量に伴い、皆様方の敷地内に3度ほど、立入る場合があります。

1. 皆様方の土地や建物などの位置を測量する時
2. 都市計画道路の中心線を現地に設置する時
3. 都市計画道路の縦断及び横断方向の高さを測量する時

皆様方の敷地に立ち入る際には、必ずお声がけ等をいたしますので、ご協力をお願いいたします。

用地測量

用地測量について

用地測量について

この測量は、道路を整備するために必要となる土地について、周辺の土地との境界を確認し、道路として取得させていただき、土地の面積を求めることを目的としています。

用地測量の流れ

1. 境界を確認するための資料収集等

土地の境界を確定するために必要となる資料等を調査します。



2. 境界を確認するための現地立会い

現地で土地の境界を確認します。



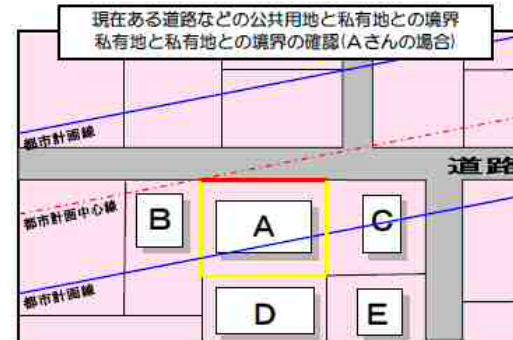
3. 境界点の測量

土地の境界点を測量します。



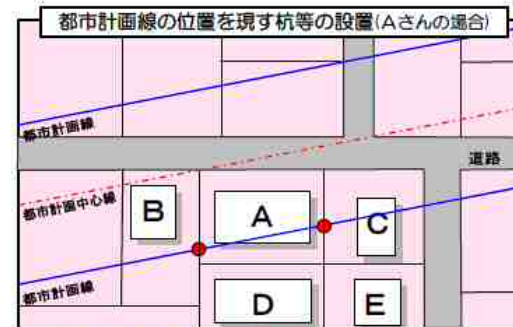
4. 都市計画線の位置を現す杭等の設置

現地に都市計画線の位置を示す杭を設置します。



現在ある道路などの公共用地と私有地との境界
私有地と私有地との境界の確認(Aさんの場合)

- 図の赤色の線が、現在ある道路などの公共用地と私有地との境界を確認する箇所です。
- 図の黄色の線が、私有地と私有地との境界を確認する箇所です。

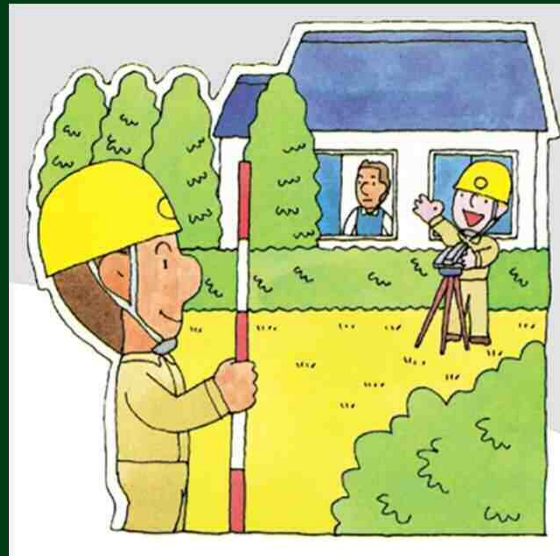


都市計画線の位置を現す杭等の設置(Aさんの場合)

- 図の赤い丸印が都市計画線の位置を示す箇所となります。

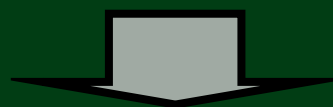
用地測量の目的について

この測量は、道路として取得させていただく、土地の面積を求めことを目的としています。



用地測量の流れ

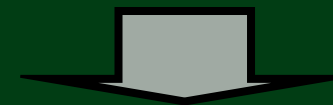
1. 境界を確認するための資料収集等



2. 境界を確認するための現地立会い



3. 境界点の測量



4. 都市計画線の位置を現す杭等の設置

1. 境界を確認するための資料収集等

1 土地の境界を確認するために必要な公図や土地登記簿等を登記所などから取得します。

2 皆様方の敷地内で、既存の境界標識などを確認させていただきます。

2. 境界を確認するための現地立会い

現地で、土地の境界を確認するため、立会いをお願いします。

1. 現在ある道路などの公共用地と私有地との境界の確認
2. 私有地と私有地との境界の確認

境界立会いの通知について

割印

北北建工 第 号

土地境界立会いについて

道路 計画のため、あなたが 所有 されている
河川 借地

町 見本 丁目 番地

の土地と、隣地との境界を現地調査いたしますので、
誠にご多忙中恐縮ですが、

平成 年 月 日 午前・午後 時 分
上記場所にお立会ください。

なお、雨天の場合は、当日の立会いを取りやめること
とし、 月 日 同時刻といたします。

小雨の時には行います。

立会いにさいしては

- ・この通知状と印鑑(みとめ)をご持参下さい。
- ・参考となる図面又は書類があれば、ご持参下さい。
- ・代理人に立会わせる場合は、委任状を持参させて下さい。
- ・当日立会できない場合、またご不明の点がありましたら、
下記へお問い合わせ下さい。

平成 年 月 日

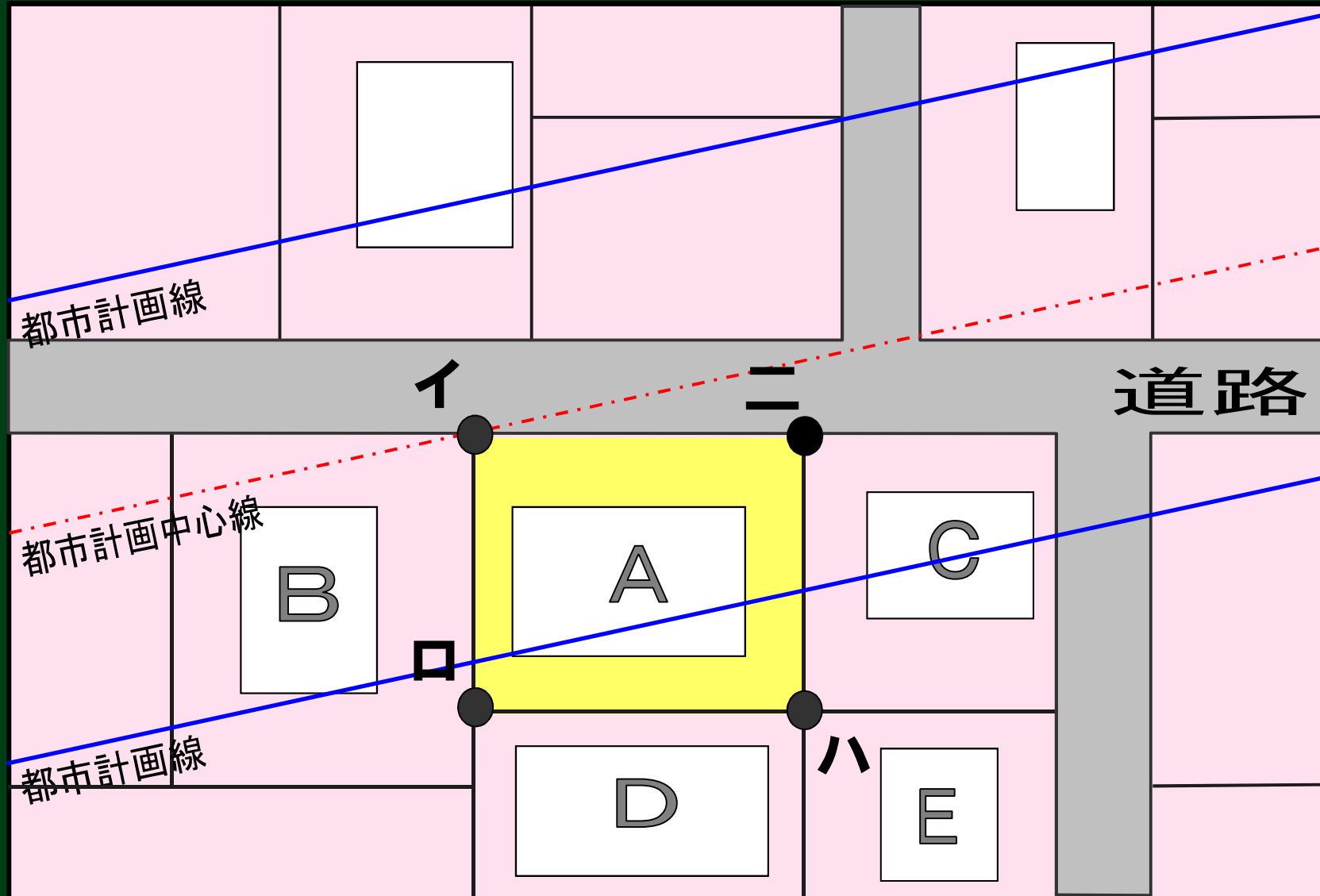
〒190-0023 東京都立川市柴崎町2-15-19

東京都北多摩北部建設事務所長

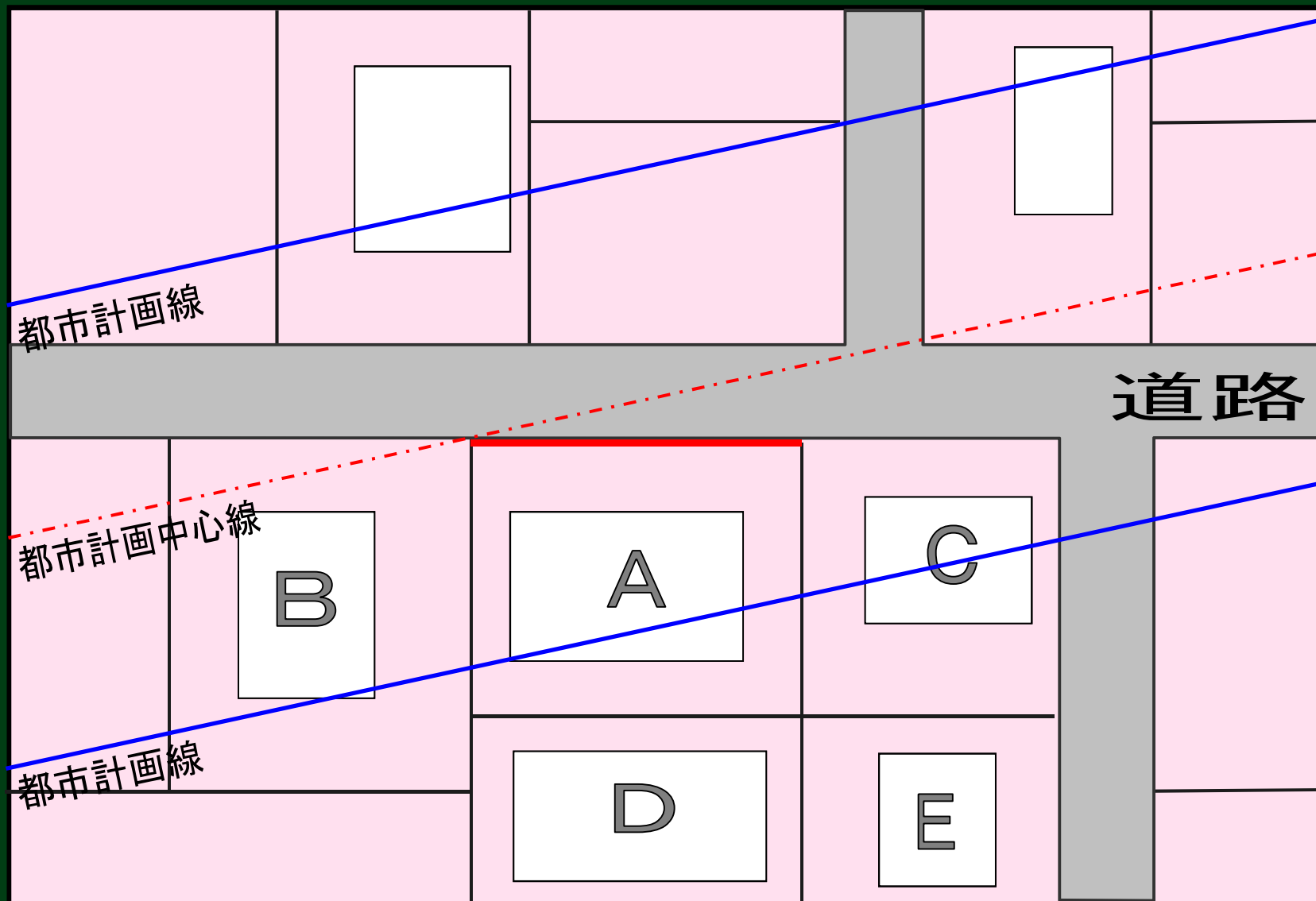
電 話
担 当

公印

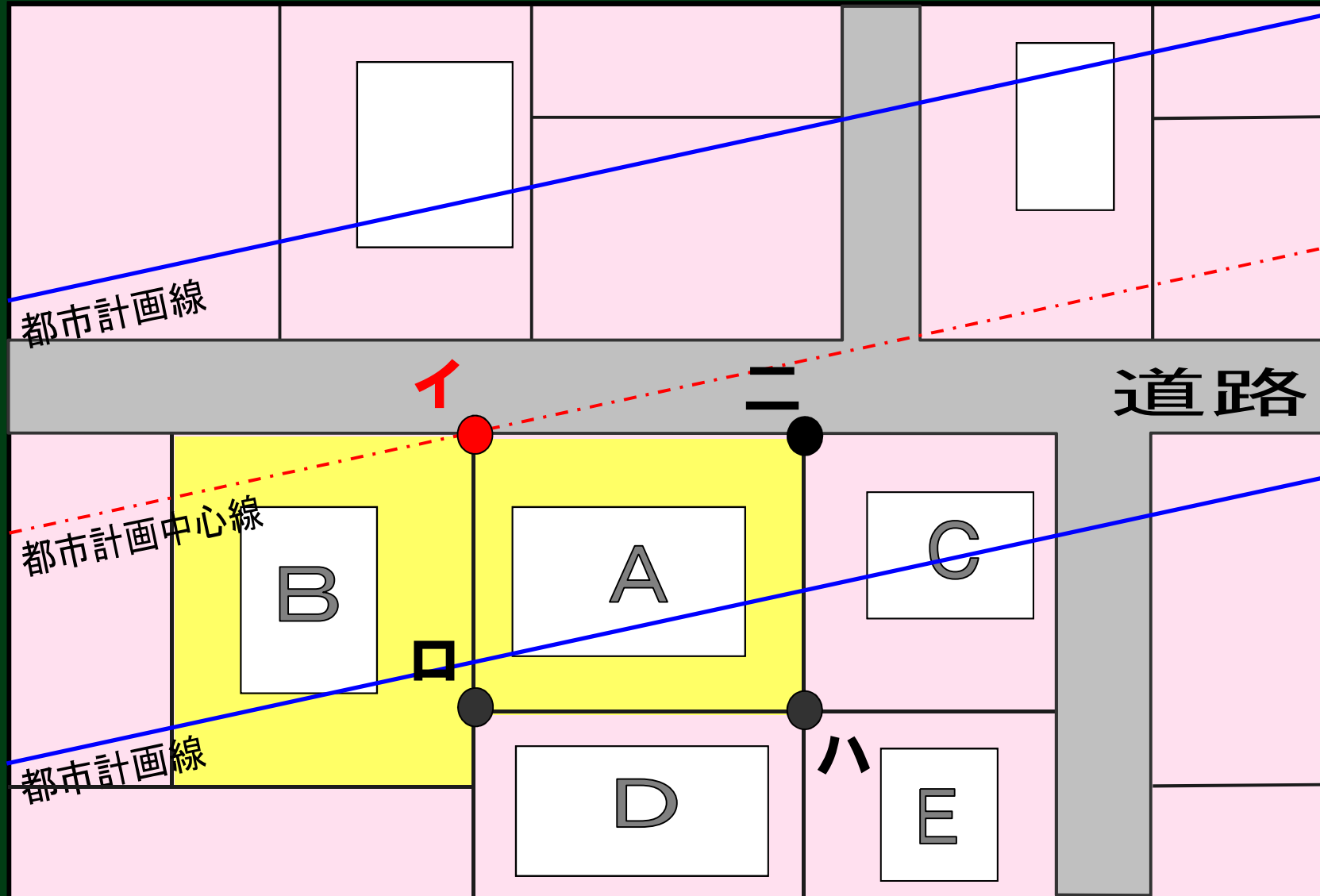
境界確認の手順（Aさんの場合）



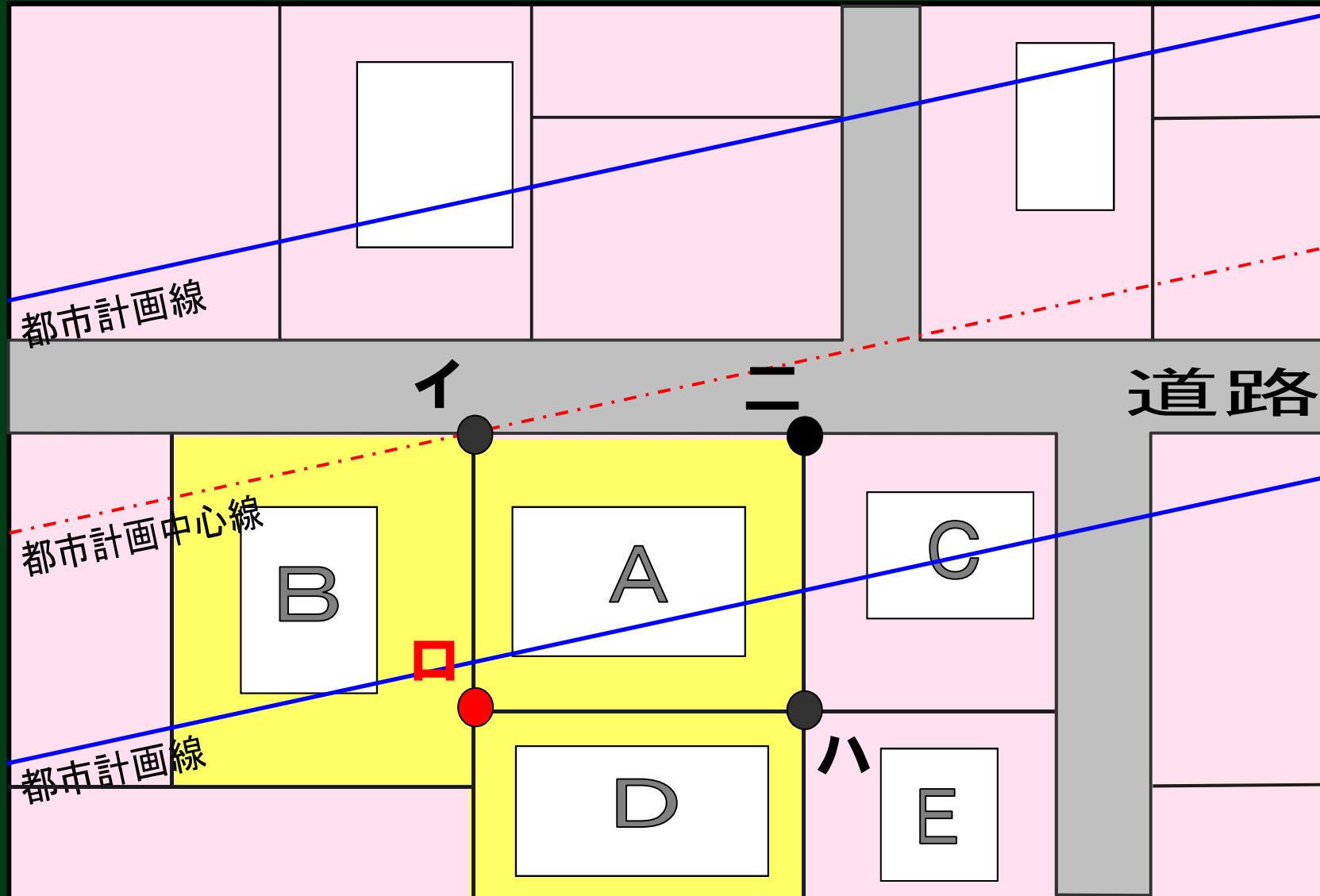
公共用地と私有地との境界を確認する手順



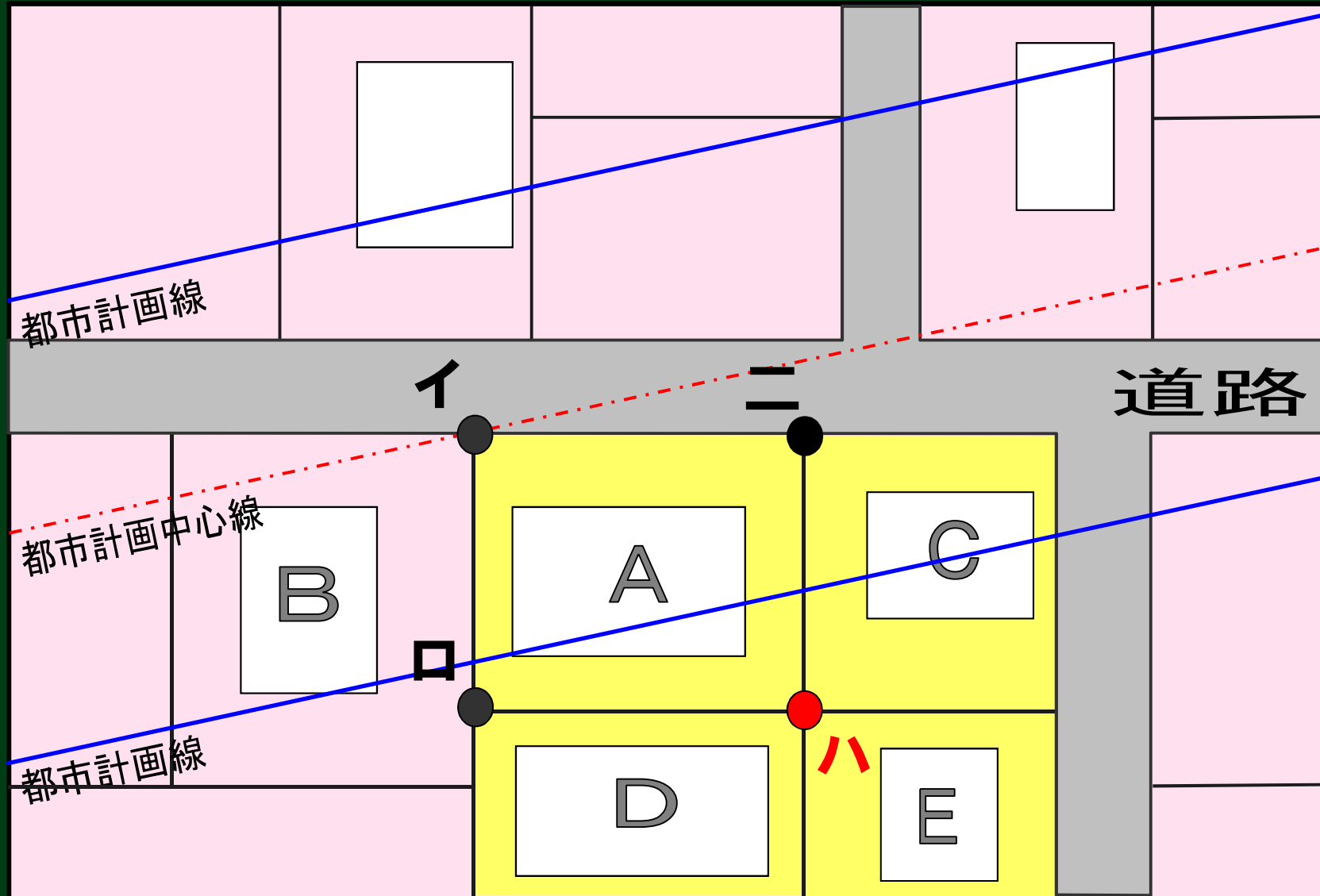
私有地と私有地との境界を確認する手順



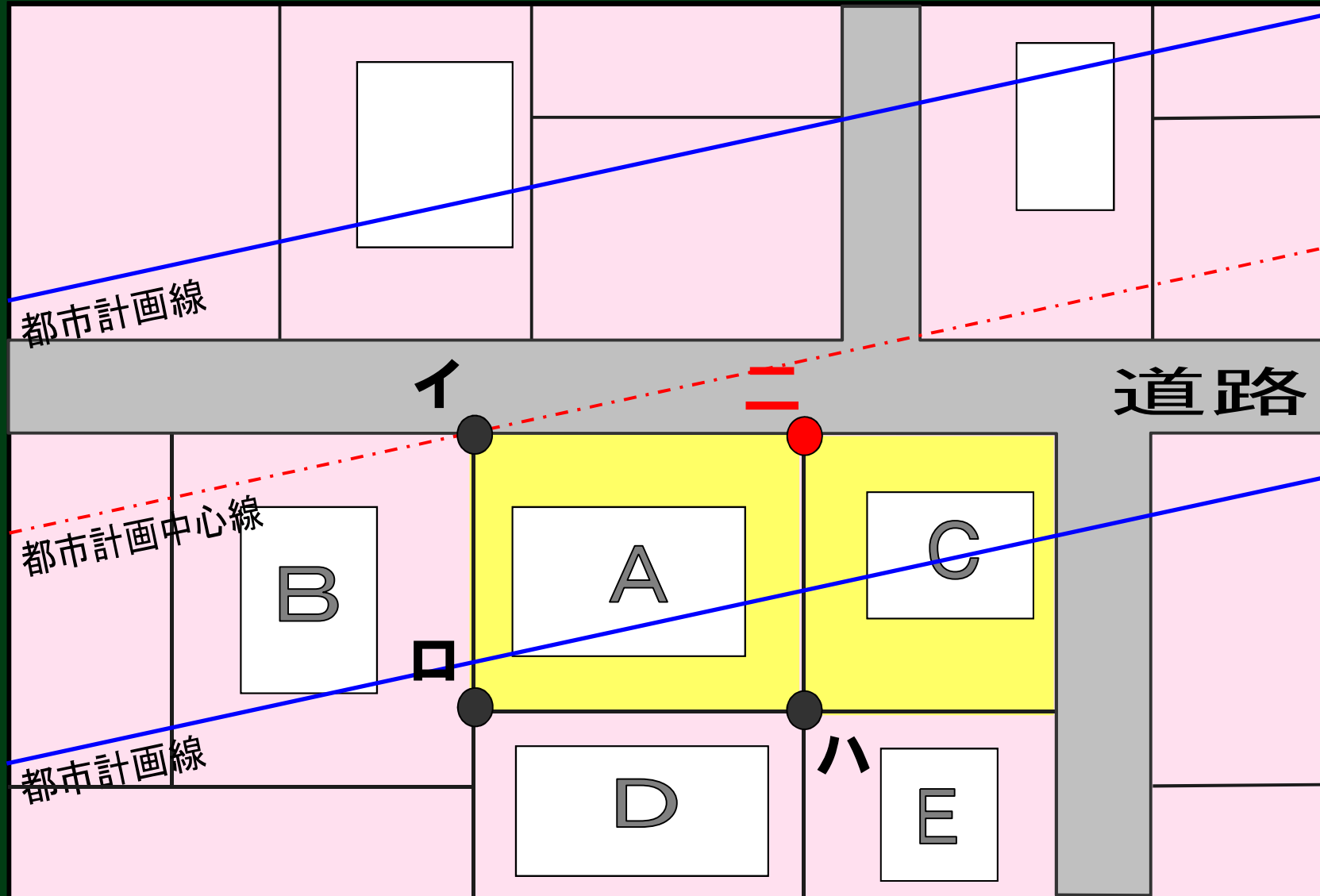
私有地と私有地との境界を確認する手順



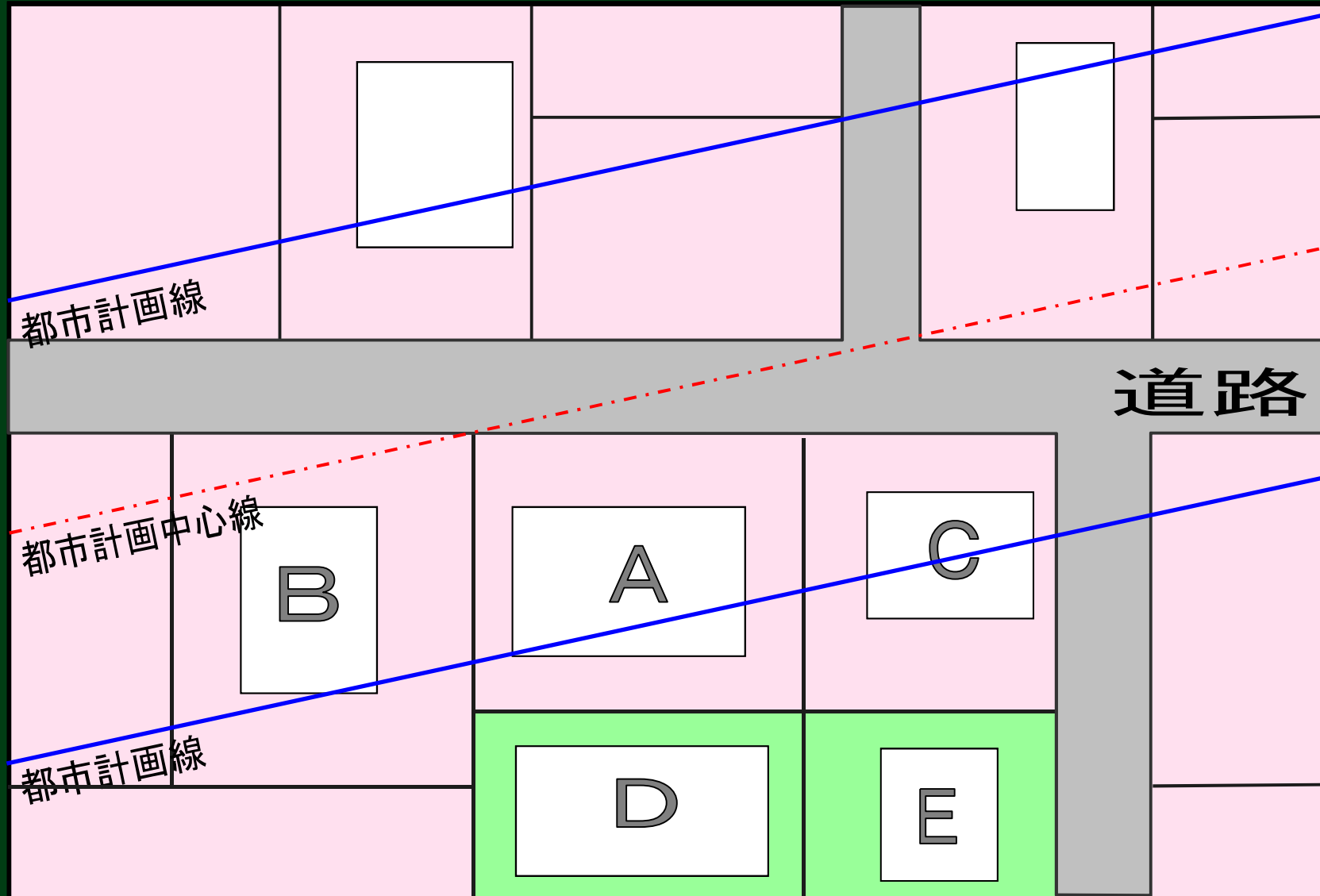
私有地と私有地との境界を確認する手順



私有地と私有地との境界を確認する手順



私有地と私有地との境界を確認する手順



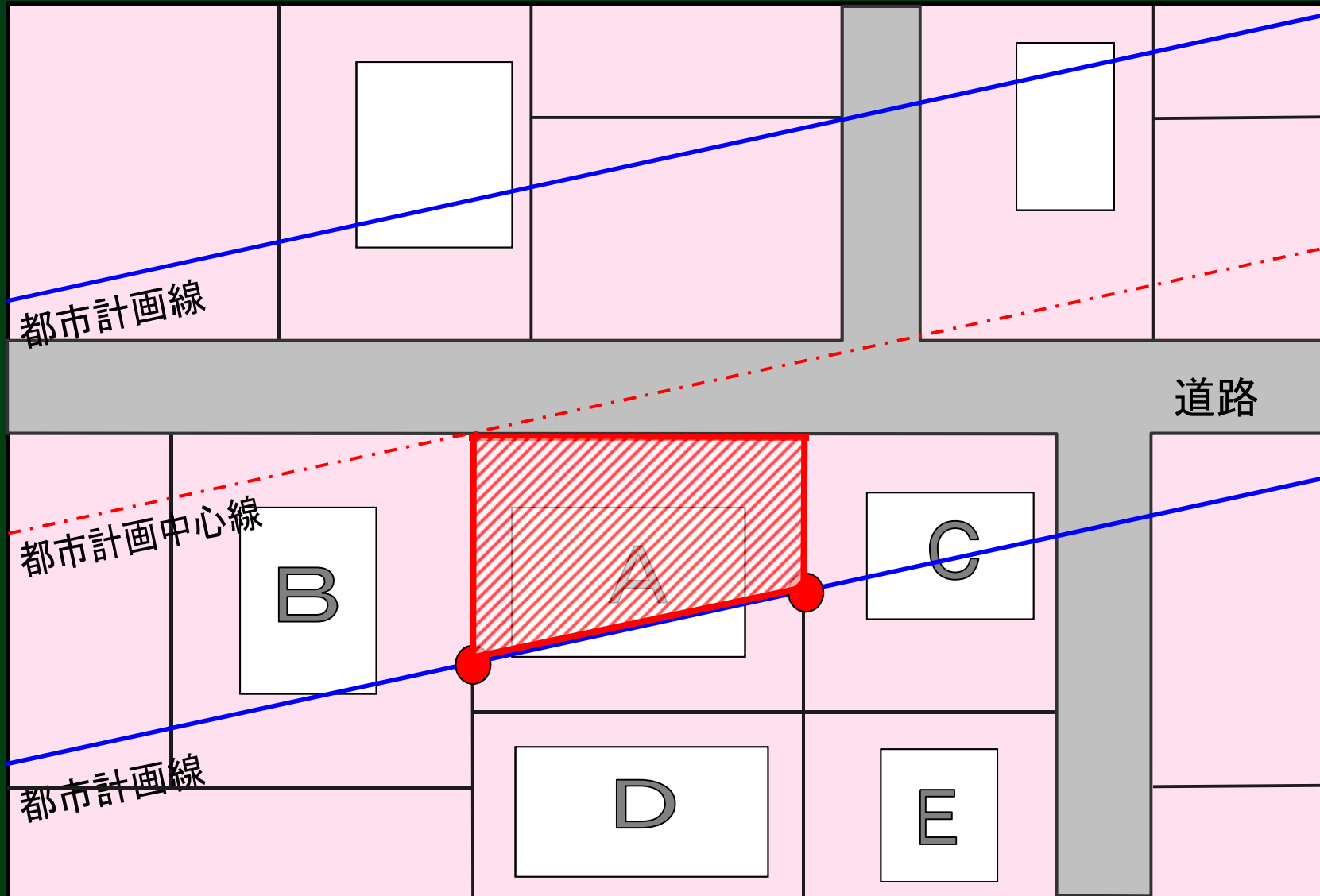
3. 境界点の測量

境界立会いで確認された境界点を測量していきます。

この測量は、皆様に立会いをお願いすることはありません。

この作業のとき、再度、測量のため、皆様の土地に入らせていただきます。

4. 都市計画線の位置を現す杭等の設置



用地測量に伴う敷地内への立ち入り

用地測量の作業において、地権者等の方の敷地内への立ち入りをさせていただきます。

1. 境界を確認するための資料収集等
2. 境界点の測量
3. 都市計画線を現す杭等の設置

皆様の敷地に立ち入る際には、必ずお声がけ等をいたしますので、ご協力をお願いいたします。

身分証明書と腕章の見本

第 号 身分証明書

住所

氏名 (才)

昭和 年 月 日生

勤務先

上記の者は東京都施行の下記委託・測量に従事する者であることを証明する。

記

1. 委託件名

2. 委託箇所 自 至

3. 委託期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

東京都北多摩北部建設局

公印



測量作業は、東京都が委託した測量会社が行います。

測量にあたっては、身分証明書を常に携帯し、腕章をつけて作業を行ってまいります。

今後の事業の流れ

事業概要及び測量説明会

本日実施

現況測量の実施

平成28年2月上旬～
平成28年6月頃予定

用地測量の実施

平成28年～
平成29年度予定

事業認可取得（事業着手）

平成29年度予定

用地説明会

平成29年度予定

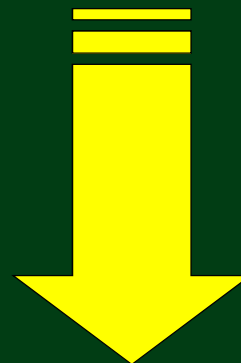
用地の取得

工事の実施

都市計画道路完成

概ね1～2年

概ね5～7年



皆様のご理解とご協力を
お願いいたします。

東京都